

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第五十四卷 第一號

昭和二十二年七月一日發行

論叢

人口政策に就いて

文學博士

高田保馬

農作物の收穫保險に就いて

經濟學博士

八木芳之助

現代變革期に於ける日本國民經濟學の意義

經濟學博士

石川興二

時論

統制經濟と農山漁村對策

經濟學博士

蜷川虎三

研究

ハロツドの景氣循環論

經濟學士

飯田藤次

普通銀行の支拂準備金

經濟學士

上野淳一

說苑

安民主義的統制の必然

經濟學士

大塚一朗

取引税の一論據

經濟學士

柏井象雄

會計學に於ける財産及び資本

經濟學士

尾上忠雄

建築統計

經濟學博士

汐見三郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

農作物の收穫保險に就いて

八木芳之助

農家をして經濟生活の安固を得せしむるには、一方に於て其の資本主義經濟への適應力を高める諸方策を採ると共に、他方に於て不測の自然的災害の爲に其の經濟生活に攪亂を生ぜしめざる方策を採ることが肝要である。斯かる不測の自然的災害の防止上、積極的・恒久的なる農事改良諸施設を必要とすることは云ふまでもないが、併し完全にして百パーセント效果的なる防止策の樹立を望むことは、技術的にもまた經濟的にも至難である。従つて斯かる不測の自然的災害に對しては、同じ事情の下にある多數の農家が共同して、將來起ることあるべき損害を見越して、各自一定の物的資料（保險料）を齎出して、未來への準備をなし置き、一旦損害の起つた場合には之を廣い範圍の農家に平均的に分散せしめることによつて、災害を蒙つた農家をして、その經濟生活の安固を期することを得せしむる仕組たる、農業保險を必要とするものである。

この農家の蒙る災害に對する保險のうちには、(一)農業といふ業務そのものに特有なる災害に對するものと、(二)農家に限らず、如何なる職業に従事するものでも遭遇しなければならぬ災害に對するものがある。例へば農家の家屋、家財に對する火災保險、農民の身體、生命に對する生命、傷害、疾病、老廢保險の如き後者である。

1) 小島昌太郎氏、綜合保險學、53頁

併し此等の保險は、農業に特有のものでなく、寧ろ云はゞ一般の火災保險、生命保險、または社會保險を農民生活の上に擴充したものに過ぎないと見るべきであるから、私は之等を固有の農業保險のうちに加へない。²⁾ 従つて農業保險とは、農業といふ業務そのものに特有なる災害に對する保險であると解する。³⁾ 而して農業といふ業務が、他の産業的業務と區別せられる特質は、⁴⁾ 有機的生産、即ち生活體たる植物及び動物の育成行爲にあるから、農業保險もまた育成植物に關する農作物保險と育成動物に關する動物保險(家畜保險と養蠶保險とを含む)の二者に限られることとなる。

我國に於ては右の農業保險のうち、家畜保險は昭和四年三月二十七日に公布されたる家畜保險法に據り、同年九月一日から實施されてゐるが、養蠶保險と農作物保險とに關しては未だ保險法が制定實施されるには至つてゐない。併し此等の農業保險が家畜保險に劣らず、農家の生活安定上重要であることは云ふまでもない。即ち農業生産は有機的生産たる關係上、自然の支配を受くること極めて多く、年々、風・水・旱・霜・雹・病蟲害等々の所謂自然的災害によつて被る減收は相當巨額に達し、その被害範圍は全國に及んでゐる。かゝる自然的災害が農家生活、ひいて一般農村生活に不安を齎すことは、かの小作爭議にして、斯かる自然的災害による減收に端を發するものゝ相當多いことや、⁵⁾ またかの自作農創設資金借受農家にして、斯かる自然的災害によつて其の償還金支拂に困窮するものゝ相當多數に上ることによつても瞭である。⁶⁾ 然るに我國の農業經營は一般的に小規模にして、其の經濟も貧弱であるから、個々の農家が自力で平常より不慮の災害に備ふるに充分なる貯蓄をなし置くことは到底不可能である。従つて災害を蒙れる農家に對して其の損害を填補し、然かも平常に於ては農家の負擔を餘り増さ

- 2) 四宮恭二氏、農業保險の理論と實際(15頁)及び河津暹氏、農業と農業政策(281頁)は農業保險を以て農業に特有なる危險に對應するものとする。之に反し小平權一氏、農業保險の機能と組織(1頁)及び協調會、農業保險に關する調査(8頁)並に農業保險の話(8頁)は農業保險を廣く解し、上記の(1)及び(2)をも其の中に含ましめてゐる。
- 3) Victor N. Valgren, Agricultural Insurance (Encyclopaedia of the Social

ない仕組である農業保險制を實施することが極めて肝要となる。

この小論に於ては、その研究對象を農作物保險たる農作物收穫保險に限定し、然かも問題となるべき主要なる諸點につき、農業政策の立場より、少しく論じようと思ふ。

二

農作物の收穫保險には區別すべき二つの様式が認められる。その一は收穫の減少を來さしむべき損害原因たる霜・雹・暴風・洪水・旱魃・植物病・害虫等を個別的に保險事故となすもので、雹害保險、霜害保險、洪水保險、暴風保險、病虫害保險等がこの保險様式に屬し、特殊的または個別的收穫保險⁴⁾と呼ばれるもの之であり、他は損害原因となる各個の危害を個別的に觀察せず、結果たる減收の方面から、危害の全部又は其の大部分を綜合的に觀察して之を一個の保險事故と看做し、從つて數個の危害によつて生じたる減收も之を一個の保險事故によつて生じたる損害と見る保險様式で、一般的又は綜合的收穫保險⁵⁾と呼ばれるもの之である。

然らば右の個別的保險と綜合的保險との何れが、收穫保險としてより、適するかに就いては、一方保險運營の點より、他方その國の農民の經濟的・文化的諸事情、保險思想の普及程度、地勢及び氣象狀況等の諸點より、綜合考察して之を決定すべきである。保險運營の點よりすれば、個別保險に於ては、保險の對象たる事故が單一であるから、其の各事故毎に損害の推算が出来る。從つて其の運營が比較的簡單に行はれ易い。されば發生する危害種類の少ない處には個別的保險制が適してゐる。併し一國の地勢及び氣象關係により、發生する危害種類の多い處では、個別的保險(例へば雹害保險)では他の重要な危害(洪水・暴風雨等々)に對應することが出来ない。そこで

Sciences, Vol. I, p. 546) は折衷的に農業保險を廣義に解するときは農業者及び農民によつても必要とされる總ての保險を含むとし、之を狹義に解するときは、農作物保險及び家畜保險に限ると解してゐる。

4) Vgl. David, Sozialismus und Landwirtschaft, 1922, S. 45 ff.

5) 此等の自然的災害による小作爭議件数の比率は數年來減退しつつあるも、なほ昭和10年發生小作爭議6,824件中の35.9%、即ち2,451件を占めてゐる。

同じ農作物に對して、雹害保險、霜害保險、暴風保險等々を各別に實施しなければならぬこととなるが、併しそれは餘りに煩雜である。また假令、その煩雜を厭はず、凡ての危害に對し一々個別的保險を實施するとすれば、今度は同一作物がその成育行程中に二つ以上の危害を蒙つた場合には、各々の危害による損害率の認定が甚だ困難となる。この點に關し既に明治十九年にマイエツトが我國の農業諸事情に適する農業保險様式として、綜合保險制を提唱し、「此諸災害に對する聯合保險の主義を以て農業保險の類別主義とし、各種の災害に對して物件の保險をなすことは保險上甚だ重要なりとす、且つ此類別主義を用うれば……保險金の割合を定むるの方法簡易にして經費を節減し得る便利あり」と主張してゐるのは、卓見と云はざるを得ない⁹⁾。また大正十三年以來一種の收穫保險を實施し來たつた埼玉縣兒玉郡秋平村の秋山保險組合に於ても、實際の經驗に徴し、「同一農産物に對する二つ以上の危害率の算定は困難で、畢竟減收に因つて保險給付額を算定する外はない」と云へることも、收穫保險様式決定上見遁し得ない參考資料となる。昭和六年二月に公表されたる農林省立案の「農業保險要綱」もまた綜合保險制を採用し、「水稻に在りては暴風雨、洪水、浸水、早魃又は一定の植物病、桑に在りては暴風雨、洪水、浸水、早魃、凍結及降雹を一括して保險事故とす^(註一)」としてゐる。我國の如く氣候及び地勢の關係上、各種の自然的災害の來襲する處に於ては、同一作物に付て出来る限り廣範圍の災害を包含せしめる所の綜合的保險制を實施することが便宜であり、また之によつて加入者をより多く糾合することも出来る。更に綜合的保險制によれば、損害評價上に於ても各種の災害別に損害額を區別決定する煩雜を避けることを得るから、保險技術上からも便利である。

- 6) 農務局、自昭和元年至昭和9年自作農創設維持事業成績概要(農務時報、昭和12年4月) 13頁參照。
從つて國家が大規模に自作農創設維持事業を行ふには 農業保險制を必ず伴はしめなければならぬ。この點に就いては拙稿、現下の土地問題と農地法案(經濟論叢、第44卷第6號)25頁參照。
- 7) Spezielle Ernterversicherung

(註一) 保險事故として、この外に更に雪害や冷害をも加ふべきや否やが問題となる。此等の危害は比較的、地域的に限定されてゐるのと、特に冷害は慢性的性質を帯びる關係上、道德的危險の防止が困難となり、且つ保險料率の算定は困難となるが、收穫保險によつて自然に恵まれない東北地方や北海道を救濟せんとすれば、此等の危害をも何とか工夫して保險事故中に加へる必要がある。

併し乍ら他面に於て、この綜合保險制にありては、個々の損害原因を問はず、結果たる被害(減收)によつて保險支拂額を決定するものであるから、不可抗力による損害と個人の怠慢による減收とを區別することが困難となる。その結果、ブウヘンベルガーの言ふ如く、綜合保險制に於ては勤勉、老練にして慎重なる農業者と怠惰、拙劣にして不注意なる農業者とを同様に取扱ふこととなり、一般農業者大衆に及ぼす心理的影響に關しては、各人をして同一程度の無頓着に陥らしめることを免れないであらう。¹¹⁾ 故に收穫保險に於ては、斯かる不注意乃至怠慢に基く損害、即ち所謂道德的危險を防止する工夫を凝さなければならぬ。

三

一、綜合收穫保險の組織

保險に伴ふ道德的危險を防止するためには、一定地域の保險加入者を以て相互主義による保險組合を組織せしめ、之によつて被保險者を同時に保險者たる地位に置き、相互連帶の團體精神と相互的監督とによつて、道德的危險を防止すべきである。この際、一方組合の地域を狭少とするに従つて、組合員の相互主義精神を一層強め得るが、併し他方農業災害に基く損害を地域的に分散せしめ、損害の平均化を計る上には其の事業範圍を相當擴大することが必要である。従つて組合の地域は相互主義精神の維持と危險の分散との兩方面の要求より、之を適當に決すべきである。我國の家畜保險法に於ては家畜保險組合の區域は原則として

收穫保險(Erntevericherung)又は凶作保險(Misserntevericherung)を以て直ちに綜合收穫保險と解する論者もある。例へば Alfred Manes, Versicherungswe-sen, 1931, Bd. II, S. 147.

8) Allgemeine Erntevericherung p. 107

9) ベ・マイエツト著、農業保險論(1886年起草) 107頁

10) 協調會、農業保險に關する調査、36頁

郡市の區域とする。「農業保險要綱」(農林省案)に於ても、元受保險組合は原則として郡を區域とすることゝなつてゐる。併し我國の綜合的收穫保險に於ては、組合の地域として郡區域が果して適當であらうか。「農業保險要綱」に於ては、當分のうち水稻と桑の二者のみに限つて保險を實施するものであるが、裏作たる麥、その他の蔬菜、果實にも之を及ぼすことの必要なは云ふまでもない。¹²⁾ また斯くすることは危險分散の點からも望ましい。¹³⁾

従つて斯かる場合に於ては、同一の保險組合をして其の地域内の水稻、桑、麥、蔬菜、果實等多種類の農作物に對する收穫保險を一括して行はしめることが保險經營の上からも、また組合經費の節減の上からも望ましい。併し幸に保險事業が一般農民の歡迎を受け、その地域内の農民の大部分が加入することゝなれば、組合事業は相當多忙となるであらう。尙ほ後に述ぶるが如く、其の保險料率に關しても、一郡を一律的に取扱ふことを得ず、各種作物に對する災害發生の蓋然率に従つて、各町村又は更により、狹少なる地域毎に夫々の作物に對し差等を設けることが必要となる。従つて損害の評價・保險金支拂等に關しても、組合役員の仕事は相當繁多となるであらう。

従つて一郡を單に一區域として取扱ふことは、收穫保險事業を適當に經營する上にも、また組合員の相互主義精神を維持する上にも、多少その地域が廣過ぎるとも考へられる。従つて危險分散の行はれる組合區域は之を一郡とする場合に於ても、尙ほ各町村毎に組合の支所を設けるか、或は元受保險組合の區域は之を町村とし、その上に一郡又は數郡區域の聯合會を組織して、危險分散は此の聯合會の區域を以て行ふやう工夫すべきであらう。この際、村々の産業組合をして元受保險組合に代行せしめる途を拓くことも一方法であらう。更に收穫保險に於ては地主と小作人との關係も加はり、家畜保險よりも複雑であるから、兩者に對しては必ずしも同一の組織を以て

- 11) Buchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik 1893, Bd. II, S. 298. 小平氏、前掲書、84頁
 12) 四宮氏、前掲書、126頁
 13) 北米合衆國で行はれてゐる綜合收穫保險 (Cropinsurance) では、小麥、亞麻、ライ麥、燕麥、獨逸小麥、玉蜀黍等を保險物件としてゐる。W. Hoffman, Crop Insurance—Its Recent Accomplishments and Its Possibilities (The

臨み得ないであらう。

けれども危険分散は一郡又は數郡の區域を以てしても、尙ほ不充分なる場合が起る。蓋し風・水・旱害等による農作物の被害は屢々廣汎なる地域に亘り、數縣にも及ぶことがあるからである。従つて再保險の形式によつて危険を全國的に分散せしめることが必要となる。獨逸及び佛蘭西等の農業保險(主として雹害保險)に於ては、再保險は保險組合の聯合會で實施してゐる場合が多い。¹⁴⁾更に危険分散の區域を擴大するため、國際的再保險の必要と其の可能性とを提唱する論者さへある。¹⁵⁾我國の家畜保險法では再保險は之を國營としてゐる。また「農業保險要綱」に於ても同様に之を國營とし、且つ強制加入主義をとり、再保險金額は元受保險金額の七割としてゐる。思ふに收穫保險は一種の社會保險であるから、元受保險組合への加入も之を強制することが至當と考へられる。併し收穫保險に在りては被害發生の眞なき耕地が經驗上比較的明らかであり、斯かる耕地の耕作者は保險加入の必要を感じない。然るに斯かる耕地の耕作者をも強制加入せしめることゝなれば、かゝる耕作者には保險料は一種の税金とも感ぜられ、その結果、零細農の税金によつて社會施設を行ふことゝなり、反つて社會正義に反することゝなるから、元受保險組合への加入は之を一般的に強制せざるを可とする。¹⁶⁾然るに再保險は保險を必要とする耕作者のみよりなる元受組合を基礎とするものであるから、之を強制加入とするも何等の支障も起らない。また要綱に於ては收穫保險の社會保險たる性質に鑑み、再保險事業に必要な經費は、政府の補助金を以て支辨することゝし、且つ收入再保險料を以て支拂再保險金に不足を告ぐるが如き異常なる災害の場合に於ては、借入金をして支拂ふことゝし、萬全の策を樹てゝゐる。

Annals of the American Academy of Political and Social Science. January, 1926) p. 100.

14) F. Arcoletto, Hail Insurance in Germany and France (International Review of Agriculture, July and October, 1935) p. 279, p. 369.

15) A. Manes and W. Rohbeck, Hail Insurance: Its Economic Aspects (International Review of Agricultural Economics. Year IV, 1926) p. 377.

二、農業災害の危険分散と保険料率　 Hoffman が「総合的收穫保險の成功を期するには、今日よりも遙に詳細なる統計材料を基礎とし、且つ全國的廣汎なる地域に於て之を實施しなければならぬ。」¹⁷⁾と云つてゐるが、之は我國にも妥當する。云ふ迄もなく保險に於ては、平素より所謂共通準備財産を積立て、事件の發生に備ふるものであるが、このためには大數の法則によつて、保險事件に關する過去の事實を基礎として、その蓋然率を見出し、之より徵收すべき保険料を算出すべきである。然るに農業保險に於ては、保險事件たる危険は自然力に基づくものであるから、事件の發生が場所的にも、時間的にも、また其の程度に於ても、極めて不規則であり、従つて其の蓋然率を見出すことが極めて困難となる。殊に風・水・旱害等に關しては一地方全般に互り異常の危害が發生することも往々あり、そのため保險金の支拂に應じきれない様な場合の起ることを免れない。かゝる場合に處するため、收穫保險制に於ては一方確定保険料主義を採ると共に、他方支拂保險金減額制を採らざるを得ない。例へば一八八四年二月十三日のバイエルン電害保險法も支拂保險金減額制に關して規定してゐる。¹⁸⁾ 農林省發表の「農業保險要綱」には「組合は前年度繰越金、當該年度の收入保険料及收入再保險金其の他の收入の合計額より當該事業年度の再保險料、事業費、共濟積立金を控除したる殘額を以て保險金の支拂に充て不足を生じたるときは法定準備金の四分の一を之が支拂に充て尙不足を生じたるときは不足割合と同率を以て各個の支拂保險金を減額するものとす」としてゐる。收穫危害に關する蓋然率確定が尙ほ困難なる今日の狀態を以てしては、右の如き減額支拂もまた已むを得ないが、かゝる減額支拂が屢々繰返され、且つ減額割合が比較的大いなる場合には、農民をして收穫保險そのものに對し不信の念を懷かしめることゝなるから、なるべく危害事件に關する統計材料を豊富に

16) 重政誠一氏、農業保險制度の概要(法律時報、第4卷第12號)7頁

17) W. Hoffman, op. cit., p. 94.

18) F. Arcoléo, op. cit., 275.

し、正確なる蓋然率の測定によつて、保險金減額支拂を避くるやう努むべきである。

保險料率は、 $\frac{\text{災害被害} \parallel \text{被害機} + \text{被害機} + \text{被害機} + \text{被害機}}{\text{被害機} + \text{被害機} + \text{被害機} + \text{被害機}}$ なる公式より之を算出する。この場合、農作物の被害率は、(1)災害に對する各種農作物の抵抗力の差異、(2)災害に對する場所的危険性の差異によつて決せらるべきである。災害に對する抵抗力は農作物の種類によつて異なるのみならず、また同一の農作物に於ても各品種によつても異なるものである。この測定は植物生理學等の立場より自然科學的に測定さるべきものとする。¹⁹⁾次に災害に對する場所的危険性の大小は、各耕地の物理的及び化學的性質、地勢、用水關係、河川の情況、災害發生當時に於ける農作物の成育狀況、耕作者の肥培・管理方法の如何等により、嚴密には各筆の耕地毎に相違するものである。併し乍ら實際には被害率を各耕地毎に一々計算することは不可能であるから、隨つて地勢、地質、用水關係等の諸條件の類似性より考へて、一町村を數區に分つて、之を被害率算定の單位とする外はない。²⁰⁾併し此の場合に於ても、保險料率に關し農民に不平不滿の念を起さしめないためにも、充分正確に各地區の被害率を決定すべきである。

農林省が大正七年より昭和四年に至る十二箇年に互る水稻に對する風・水・旱害並に桑に對する風・水・旱・凍・雹被害被害率より、夫々全國を數區に分つて算出したる標準保險料率によれば、一分乃至二分以上より五分乃至六分未満の保險料率を適用すべき町村が大多數を占むることが明となつた。茲に水稻自作農家に就いて、その反當り平均收量を二石、玄米一石の庭先相場を二十五圓とすれば、保險價額は反當り五十圓となり、その七割に當る保險金額は三十五圓となる。保險料率を假に二%とすれば、水稻田一反歩當りの保險料は七十錢となる。従つて一

19) 穀作物、工藝作物、園藝作物、綠肥用作物等の多數作物に對し、電害保險を實施してゐる佛蘭西に於ては、各作物の抵抗力より夫々異なる保險料率を算出してゐる。F. Arcoleo, Hail Insurance in France (International Review of Agriculture, October, 1935) p. 369 ff.

20) 安田誠三氏、農業保險に就て(法律時報、第5卷第11號)54頁

町歩の水稻田全部を保險に附する自作農家は年額七圓の保險料を負擔することとなる。反當り收量に對する小作料の割合を五〇%とすれば、小作農は右自作農の半額に相當する保險料を負擔することとなる。栽桑農家に就いて、一段歩當り收桑量を二百五十貫、桑葉一貫目當りの庭先相場を十五錢、保險料率を三%とすれば、桑園一反當りの保險料金は七十八錢強となる。従つて農家に對する保險料の負擔を重からしめないためには、收穫保險の社會保險的性質に鑑み、國家も之に對し幾分の助成をなすべきである。

尙ほ危險分散を全國的に、完全に行ふため實施する再保險に關しては、「農業保險要綱」に於て「再保險料率は組合の保險料率中より共濟積立金に相當する率及附加保險料率を控除したるもの」とする。而してこの共濟積立金は各元受保險組合の毎年の收入保險料の一割五分と定めるものであるから、結局再保險料率は各元受組合地域の被害率に照應することとなる。故に再保險制を公正に實施する上にも、各組合地域の被害率を充分正確に決定することが必要となる次第である。

けれども斯くの如くにして、元受保險組合の地域は之を適當に分割して保險料區域を決定するものであるが、併し各區域間に於ては勿論のこと、同一の保險料區域内に於ても各筆の耕地により災害發生の頻度、災害の程度に幾分の差異あることを免れない。従つて組合への加入が全く自由なる場合には、組合員たる資格を有する耕作者又は地主は比較的危險の大なりと認められる耕地の農作物又は小作料のみを保險に附することとなり、保險の運用を困難ならしめることとなる。この事は瑞典に於ける綜合收穫保險(雹・霜・風害)に於て、相互保險組合に加入したるものは、經驗上その農作物が殆ど毎年災害にかゝることが確かなる農業者のみであつたから、組合事業の

繼續が不可能となり、結局解散せざるを得ざるに至つた事情に徴しても明らかである。²¹⁾従つて保險加入に關し何等かの制限を設けることが必要となる。「農業保險要綱」に於ては「耕作者が農作物を保險に附する場合は組合の區域内に於て其耕作する保險の目的たるべき農作物と同一種類のものは總て之を保險に附することを要す。地主が小作料を保險に附する場合は組合の區域内に於て保險の目的たる農作物と同一種類のものを耕作する小作地の小作料は總て保險に附することを要す」とし、組合員の逆選擇を防止することとしてゐるのは、至當の處置である。尙ほ「農業保險要綱」には規定されてゐないが、保險組合に對してもまた同時に、組合が危險の少い耕地の農作物又は小作料に對する保險のみを逆選擇しないやう、適當なる強制規定を設けることが必要である。

三、損害の填補と保險金額 收穫保險に於て填補すべき損害の算出に就いては二つの方法がある。一は災害發生當時までに投下されたる生産費、即ち種子代、肥料代、勞力費、地代の一部分等の總額を以て損害額とする方法で、部分的損害の場合には收穫迄に投下されたる生産費を實收穫を以て償ひ得ざる部分を損害額とするものである。他は當該年度に保險事故の發生がなかつたならば、收穫し得たであらう收穫量(評價總收穫量)を損害額とする方法で、部分的損害の場合には、この評價總收穫量と實收穫との差額を以て損害額とするものである。第一の生産費による損害額の決定方法は、一九二〇年に北米合衆國の一收穫保險會社によつて採用されたることある²²⁾も、生産費の計算が困難にして、正確を期し難いから、何れの國に於ても一般的に第二の方法が採用されてゐる。「農業保險要綱」をまた此の後者の方法を採用してゐる。

收穫保險に於ては道德的危險の防止上、損害の一部を被保險者自身に負擔せしめる所謂部分額填補主義を採る

21) N. Barou, Co-operative Insurance, 1936, p. 264.

22) W. Hoffman, op. cit., p. 102.

を通例とする。「農業保險要綱」に在りても、「評價總收穫量の三割を越ゆる減收ある場合に限り、其の減收量より評價總收穫量の三割に相當する數量を控除したる殘量に對する損害を填補するもの」とする。即ち保險組合が損害を填補する場合は、損害額が評價總收穫量の三割を越ゆる場合にして、然かも此の三割を越ゆる部分に對しては全額填補をなすものである。従つて收穫皆無の場合には保險金額全部の填補を爲すこととなる。此の場合、部分額填補主義を實行しないのは、右の不填補額三割がそれ自體相當高率であるから、この上更に部分額填補主義を採るときは、保險の實益が餘りに小さくなるからである。

收穫保險に於ては道德的危險の防止上、保險金額は保險價額の一定割合に留むべきであることは云ふまでもない。而して保險價額に就いては、保險契約締結當時に於ては、その目的物たる水稻や桑は尙ほ成長過程にあるから、その當時の評價額を以て其のまゝ保險價額となすを得ない。従つて保險價額は、その作物が何らの被害を受けず完全に成長したと豫想した場合に於ける收穫量の評價額となる。この豫想收穫量の評價額は過去數ヶ年の平均收穫量に、原則として過去數年の平均庭先相場(出廻期の)を乗じて算出されるものであるが、栽培技術の進歩により收穫量が年々漸増する傾向にある地方に於ては、右の平年作柄によつて保險價額を決定するときは、實際あるべき保險價額よりも幾分低く評價されることとなるを免れないから、之を補ふべき何等かの方法を工夫すべきである。「農業保險要綱」では保險價額の七割を以て保險金額とする。この割合の決定は、一方に於ては道德的危險防止の點から判斷すべきであるが、他方に於ては收穫保險自體の目的からも判斷すべきである。即ち北米合衆國に於て往々行はれるが如く、收穫前の農作物を擔保として銀行より資金の融通を受ける條件として保險に附するの

であれば、銀行は收穫價額の一定割合(餘り高くない)以上には融通しないから、保險金額の保險價額に對する割合も、右の割合以上に之を高める必要はない。²³⁾ 併し我國の如く小農經營の支配的なる處では、收穫保險は單に經營上の損害を填補するに留らず、また其の生活をも救ふべき使命を有つものであるから、右の割合は相當大でなければならぬ。従つて要綱の如く、この割合を七割と確定することに就いては、尙ほ充分之を検討すべきである。

尙ほ危險の發生によつて組合が其の損害を填補する期間に關しても一定の制限を附する場合がある。即ち「農業保險要綱」に於ては、「水稻に在りては出穂期より三十日前に始まり收穫期に終る」となし、「桑に在りては發芽期に始まり晚秋蠶上簇期に終る。但し春蠶専用桑園に在りては春蠶上簇期に終り、夏秋蠶専用桑園に在りては夏蠶掃立期より十五日前に始まる」としてゐる。水稻に對する損害が苗代期から收穫期に至る相當長期間に互つて起る可能性あるに拘らず、保險の責任期間を斯く短期としたる所以は、比較的早期に被つた稻作の損害は、再植その他の方法によつて或程度まで緩和し得る上に、斯かる早期の損害は其の評價が困難であり、従つて道德的危険を伴ひ易いからである。且つ全國的に見るも、出穂前後に起る風水・旱害が最も多く、また其の被害の程度も此の期間が最も大なるからである。桑の保險期間を發芽から養蠶の飼育期間中に限れるは、桑は發芽以後に於て其の損害の評價が始めて可能となるのと、桑葉が賣買される經濟的價值を持つのは、蠶が上簇するまでの飼育中に限られるからである。

更に收穫保險に在りては保險事故たる農作物の自然的災害による損害に對してのみ、填補すべきである。併し今日の貨幣經濟の下では、保險金額や保險料は之を貨幣に換價して表示しなければならぬが、この換價に際し、

23) W. Hoffman, op. cit., p. 116.

農作物價格變動の影響を之に反映せしめ、従つて收穫保險によつて農作物價格下落に對する損害をも填補することとならないうやう注意すべきである。²⁴⁾ 北米合衆國に於ける收穫保險失敗の一因は、農作物價格下落による危険をも填補する仕組であつたことにもよるものである。そこで「農業保險要綱」では、「損害額は保險額算定の基礎と爲りたる單價に依り之を算出す」ることとし、農作物價格變動の影響を排除し、之によつて超過保險となることを防止してゐる。併し他方「收穫期の時價が保險金額算定の基礎と爲りたる價格より著しく低きときは其の時價に依り算出したる額」とするとして、この場合には價格變動の影響の加はることを認めてゐる。思ふに收穫期の時價が保險金額算定の基礎となつた價格よりも著しく低下した場合に、保險金額算定の基礎となつた單價によつて損害を計算するものとなすも、貨幣的計算に於ては毫も超過保險とはならない。併し實際には農家は此の填補金を以て、著しく價格の下落したる農作物(米)を買入れることとなるから、保險價額算定の標準となつた平均收穫量を超ゆる米量の購入が可能となり、實質的には超過保險となるためである。然らば「時價が保險金額算定の基礎と爲りたる價格よりも著しく低きとき」とは如何なる場合を意味するものであるか。この點に關しては、「要綱」には何等の説明も加へられてゐないが、此の價格下落の限度は、實質的に超過保險となるや否やを基準として之を決すべきである。即ち時價によれば、損害填補金を以て、保險價額算定の標準となつた平均收穫量に相當する數量以上の米を購入し得る限度以上に、時價が著しく下落したる場合を指すものである。尙ほ今日の貨幣經濟の下では、農家は生産費の主要項目として金肥等を多額に使用するのであるから、著しく下落した米價を以て損失が填補される場合には、米價と同一割合を以て金肥價格が下落しなかつたならば、生産費を償ふことを得ないこ

24) ベ・マイニツト前掲書、63頁以下参照。W. Hoffman, op. cit., p. 95 ff. かゝる農産物價格の變動に對しては、別に農産物價格統制策によつて之を防止すべきである。

とゝなる。併し損失填補上、斯かる點までを參酌することは餘りに煩雜となる。この著しく下落した價格を以て損害を計算するときは、組合は不當に利益するが如く考へられるが、相互組織組合たる關係上、この際の餘剩利益は他日の危險に備へる共通準備財産に繰入れられるものであるから、不當の處置とはならない。

四、收穫保險に於ける地主と小作人との關係　小作經營が企業化され、小作人が企業上の損益に對する全責任を負ひ、豫め契約によつて定められたる定額の小作料を貨幣を以て支拂ひ、従つて作柄の豊凶如何に拘らず減免が行はれず、毎年必ず定額の貨幣小作料を地主に支拂ふ場合には、地主が收穫保險に直接參加する餘地はない。従つて諸外國の農業保險では之が加入者は眞の農業者たる自作農と小作農に限るものである。然るに我國の小作制の如く、物納定額制とは云へ、作柄豊凶の如何に應じて減免の行はれる刈分小作制の遺風を帶ぶる場合には、收穫に關し地主及び小作人が各自の取得分を限度として、相方とも收穫保險に加入することを便宜とする。「農業保險要綱」に於ては「農作物の收穫又は小作料の取得を保險するもの」とし、被保險者に關しては「組合の地域内に存する耕地の耕作者(自作人、小作人)及耕地の所有者(地主)とす」。併し地主は耕作者でないから、その取得する小作料に對する保險は一種の信用保險である。

この場合、地主に在りては、小作料價額が保險價額であり、その七割が保險金額となるが、小作人に在りては、豫想收穫量より小作料を控除したる殘量の價格が保險價額であり、その七割が保險金額となる。

保險組合に加入せる地主が、保險によつて小作料上の損害填補を受けながら、更に小作人に對し小作料の全部又は一部の請求をなすことゝなれば、地主は二重に利益を受ける弊害を生ずるから、要綱は「地主が損害の填補

を受けたるときは其の額に相當する部分の小作料の支拂は之を請求することを得ず」として、斯かる弊害の發生を防止してゐる。併し他方では小作人は損害の填補を受けても、之に因つて地主との間の權利義務には影響を受けないことゝなつてゐるから、小作人のみが保険に加入してゐるが、その耕地の地主が保険に加入しないやうな場合には、小作人は保険で損害の填補を受けても、地主に對しては減免の請求は之を爲すことが出来る。併し此の場合、地主は小作人が保険で救済を受けたことを知つてゐるから、減免の要求には容易に應じないであらうし、假令その要求に應じても、減免率の割合は世間一般よりは少くなる虞がある。従つて小作人が保険によつて填補を受くるは、自己の保険料支拂によるものであるから、かゝる場合には「小作人が損害の填補を受くるも、地主に對する減免請求權は之がため毫も影響を受くることなし」と規定するか、若くば斯かる場合には地主に對し保険組合への強制加入の義務を負はすか何れかの方法を探るべきであらう。

五、共濟積立金制度 「農業保險要綱」では、諸外國の農業保險に類例を見ない共濟積立金制度を併用することゝしてゐる。即ち保險組合をして毎年收入保險料の一割五分、剩餘金の二分の一を積立て、組合員をして之に對し持分を有せしめ、次の場合に之を拂戻すことゝしてゐる。即ち(イ)組合員損害を受けたる場合に於て、其の填補を受くること能はざる金額が一定額を超えるときは、其の超過額を限度としたる拂分の拂戻、(ロ)組合員引續き五箇年間損害の填補を受けざる場合に於て、組合員の請求に因る持分の全部又は一部の拂戻、(ハ)組合員加入後十事業年度を経過したる場合に於て、組合員の請求に因る持分の全部又は一部の拂戻、(ニ)組合員正當の事由に因り脱退する場合に於ける持分の全部の拂戻、(ホ)氣候不順に因る不作、病蟲害、保險責任開始前の災害、作付不能、違謫、米價の異常なる暴落、火災、疾病其の他の災害に因り特に組合員に對し持分の拂戻を爲す必要ありと認めらるゝ場合に於ける組合員の請求に因る持分の全部又は一部の拂戻、これである。

斯くの如く共濟積立金制度は從來から我國の農村で行はれてゐたことある備荒貯蓄制を採擇したもので、主として收穫保險事故以外の諸災害に對して準備をなし、保險制度と相俟つて農村の災害共濟の目的を達せんとするものである。尙ほ(ハ)に掲げら

れた災害中に於ても、氣候不順の一たる冷害、その他違蠶等については、之を漸次保險事故のうちに加へることが必要であらう。

四

以上に互つて農作物の收穫保險に就いて概論した。今日の資本主義的貨幣經濟の下に於ては、農家をして之に適應せしめるには其の組織的團結力を以てし、經濟的變動に對する各農家の抵抗力を強めることが素より必要であるが、同時に自然的災害に對する農家の抵抗力を強めるためにも、農作物の收穫保險制度を確立して、農家を保險組合に團結せしめることも同様に必要である。政府に於ても夙に收穫保險の必要を痛感し、既に昭和六年二月に「農業保險要綱」を作成し、之を發表したのであるが、不幸にして未だ實施さるゝに至つてゐない。この要綱に關しても、上述の如く問題とすべき點が多少あるから、此等の點に就いて再吟味がなされ、速に實施の運びとなるよう切望して止まない。特に收穫保險の社會保險的性質に鑑み、國家も之に對し適當なる助成をなし、以て小農に對しては保險料は之を成るべく低率とし、彼等が喜んで保險組合に加入するよう圖るべきである。元より最初から完全無缺なる組織を望むことは無理であるから、實施後の實績に徴し、現はれた缺陷に對しては漸次之を補正するやう努むべきである。